

\*\*\*メールマガジン No.19 - 08.10.14\*\*\*

\*\*\*NPO KEEP LEFT メールマガジン NO.19\*\*\*

## 【自転車は左側を通れ】

MNS 産経ニュースより抜粋

「自転車は左側を通れ」と、殴られ重体 埼玉

2008.10.13 01:25

12日午後6時5分ごろ、埼玉県越谷市東越谷の市道で、近くの無職、堀口昌宏さん（71）が向かいから来た自転車の若い男と通行をめぐり口論となり、顔を殴られた。堀口さんは倒れて路面に頭を打ち意識不明の重体。男はそのまま逃走した。越谷署が傷害事件として捜査している。調べでは、男は20代後半ぐらいで身長約170センチの中肉中背、髪が長めで紺色っぽい背広を着ていた。堀口さんは妻や友人らと市内の居酒屋で飲食した後、ラーメン店に向かう途中、男に「自転車は左側を通れ」と声を掛け、トラブルになったという。

皆さん、上記の事件に関し、どのように感じられますか？

我々NPO KEEP LEFT のお題目である「自転車は左側通行！」と注意して、発生した事件です。

警察の方へ、司法の方へ、

この20代後半ぐらいで身長約170センチの中肉中背、髪が長めで紺色っぽい背広を着ていた男を、一刻も早く捕まえ、厳罰に処して頂きたい。

被害に遭われた堀内さんとそのご家族の方へ、

一日も早いご回復をお祈りします。

当NPO KEEP LEFT の会員のみなさんへ、

日々安全運転、そして安全、安心、快適な自転車利用の啓蒙に努めて頂いていると思いますが、世の中にはこの様なバカ（加害者）が存在しています。「バカに言っても仕方が無い」「下手に注意して、今回の様な被害に遭っても損」と言うのが世間一般の考え方ですが、誰かが注意しないと世の中良くなりません。ルール・マナーをわきまえないバカに注意する時には、ニッコリ笑って注意しましょう。しかし、争い事にならないように注意する事は、極めて難しい事です。

日本は法治国家です。本来なら、軽犯罪であろうが犯罪者を取り締まるのは警察の役目です。道路交通法の違反、しかも軽車両のルール違反を幫助し続けた結果、この様な事件が起ってしまうのです。

上記のニュースで気にかかるのは、「自転車は左側を通れ」が正しい指摘（注意）であったかどうかです。このバカ者（加害者）と堀内さん（被害者）が通行していた道路は、歩道？ それとも通行区分の無い道路？ もし、通行区分のある道路で、このバカ者（加害者）が車道は危険と判断し、安全の為に歩道の道路側（場合に因っては右側通行になる、道路交通法第63条の4第1項第2号に並びに道路交通法施行令第26号）を通行していたのであれば、この場合に限っては、「自転車は左側を通れ」は、正しくない指摘（注意）であったかもしれません。ややこしい法令が招いたいざこざの結果の事件であれば、その責任の一端は、ややこしい法令を作った側にもあると思います。しかし、左側通行であろうが右であろうが、注意された事で腹を立て、暴力をふるい、その場から逃走したこのバカ者（加害者）は、許す事が出来ません。一刻も早い検挙と厳罰、そして法令（道路交通法第63条の4第1項第2号に並びに道路交通法施行令第26号）の見直しを切に願います。

メールマガジンの送信準備中に続報が入りました。

【容疑者逮捕!!!】 [2008年10月13日22時58分 日刊スポーツ]

埼玉県警越谷署は13日、自転車の通行をめぐる、口論になってお年寄りを殴ったとして傷害容疑で、同県春日部市豊町、会社員吉田伸也容疑者（31）を逮捕した。

調べでは、吉田容疑者は12日午後6時すぎ、越谷市東越谷2丁目の市道の歩道を自転車で通行中、近くの無職堀口昌宏さん（71）から「自転車は左側を通れ」と注意された後、口論になり、堀口さんの顔を殴り転倒させ、脳挫傷などで意識不明の重体にさせた疑い。

現場状況の一部が判明しました。

今回の事件現場は、片側に路側帯がある対向片側一車線の車道脇の約1.6m幅の歩道上との事です。

NPO KEEP LEFT

理事長 佐原 純一郎

\*\*\*メールマガジン No.20 - 08.10.28\*\*\*

\*\*\*NPO KEEP LEFT メールマガジン NO.20\*\*\*

【活動報告】

お陰さまで、当 NPO 法人の初年度（2008 年 9 月末締）の活動が終わり、2 期目になりました。

初年度の活動報告書です。

## 「初年度活動報告」

特定非営利活動法人 NPO KEEP LEFT 初年度活動報告書（2007 年 12 月 20 日～2008 年 9 月 30 日）

自転車の安全、安心、快適な利用を目指す最初の活動として

1. ホームページの開設及び整備
2. NPO 法人の案内パンフレット作成、及び配布
3. 自転車の安全、安心、快適な利用パンフレット作成、及び配布
4. 自転車通勤を認める企業への支援事業案内作成、及び配布
5. 「自転車で地域の活性化！【1】」提案書作成、及びホームページに掲載
6. メールマガジンの発行（不定期発行 08.10.14 現在 第 19 号）を行ないました。

事務局の体制作りとして

1. パソコンの導入
2. 事務局員（時給）の採用
3. ネットバンキングの導入
4. 事務局に必要な備品の購入
5. 入会手続き等のフロー作成を行ないました。

会員を対象とした自転車安全運転指導として

1. 自転車の選び方
2. 自転車に関わる各法令及びマナー
3. 自転車の正しい乗り方
4. 自転車のメンテナンス
5. 自転車による有酸素運動 等の教育を行ないました。

会員の社会的責任を果たす為に、団体自転車総合保険に加入しました。

保険内容

- 死亡・後遺障害・・・1000 万円
- 入院・・・・・・・・・・1 万円(1 日)
- 賠償責任・・・・・・・・・・1 億円(上限)

詳細は、ホームページ案内の「NPO KEEP LEFT 団体自転車総合保険について」を参照下さい。

この保険は、自動車と言う自賠責に近い保険です。他人を傷つけたり損害を与えた時に、社会的責任を果たす事が主たる目的です。自転車利用者全員に義務づけられるべきものと、願っています。

NPO KEEP LEFT の広報の手段として、ロゴを大きく表示したサイクルジャージを作成し、会員の希望者に着用してもらい、広報活動を行なって頂いています。

昨年の 12 月 20 日から本年 2008 年 9 月 30 日の初年度の活動としては、会員の獲得以外は、当初の予定にほぼ近い事が行なえたと思います。

会員の獲得には鋭意奔走しましたが、当初の予定には大きく届きませんでした。

その主な理由としては、人々の、経済状態、NPO 法人に関する認識不足、自転車に対する認識不足とエゴ、ボランティア活動所以の手かせ足かせがあると思います。

NPO 法人として、自転車利用者の側に立ち、中立的立場を保ちながら関連団体や企業と付き合う事も、会員の獲得にはマイナスとなったと思います。

当初は、ホームページが会員獲得のツールとなると考えましたが、個人でパソコンを利用する人が少ない（企業でのパソコン利用に対する規制等）ことも再認識しました。当初の思惑よりも、アクセスが少なかったです。

次年度は、会員の獲得を一番の目的として活動する予定です。

その手段として、

1. 有名、著名人の会員獲得 及び インタビュー等
2. 関連雑誌への記事掲載依頼
3. より積極的な広報活動（自転車関連のイベント参加）
4. 携帯サイトの開設
5. 自転車総合保険の必要性の広報活動
6. スポーツ（有酸素運動）としての自転車利用マニュアルの作成
7. 会員の協力（広報、勧誘）  
を行う予定です。

#### 理事長のコメント

昨年 12 月 20 日～本年 9 月 30 日の短い期間でしたが、理事の方や会員の皆様のご協力を頂いた結果、上記の事柄が行なえました。

ご支援、ご協力を頂いた方々、そして会員の方々には厚く御礼申し上げます。そして、本事業の要である事務局職員には、安い時給にもかかわらず、手続き業務や事務処理、ホームページの整備等をつつがなく行なってくれた事に賛辞を送りたいと思います。「ご苦労さんでした。有難う！ 2 期目も頼みます。」

2 期目の事業として、滋賀県警察本部交通部交通規制課が公募した「自転車・歩行者マーク」に、NPO 法人として応募しました。詳細に関しては、公募締め切り後にホームページ上にて公開致します。

その他予定しております事業に関し、一言。

＊ 人々の自転車に対する認識の違いを埋める

ママチャリ等の利用者とロードバイク等のスポーツサイクル利用者とは、自転車利用に対する認識や安全運転に対する認識が大きくかけ離れています。一般利用者（便利グッズとしての自転車）：スポーツサイクル利用者（レース志向） この両者の間に、健康維持や楽しみ、通勤通学で自転車を利用するサイクリストが多く存在しています。これら健康維持や楽しみ、通勤通学で自転車を利用するサイク

リスト達を仲間（会員として）として、増やす努力をしなければなりません。

\* 自転車（ママチャリは除く）の業界は狭い = 特化した世界ゆえハマれば一気に

サイクルスポーツの世界での有名人とのコラボレーションが実現出来れば、関連雑誌等速効で取り上げてくれる筈です。有名著名人とのインタビュー設定や関連雑誌への記事掲載依頼に務めます。

\* 団体自転車総合保険の有意義性

ほとんどの自転車利用者が事故を起こしてから、その対処に苦慮し保険の必要性を認識します。事故を起こす前に、保険の重要性を認識させボランティア会員への勧誘に務めます。

当 NPO 法人の活動を広げるため鋭意努力致しますので、皆様、よろしくお願い申し上げます。

特定非営利活動法人 NPO KEEP LEFT

理事長 佐原 純一郎

\*\*\*メールマガジン No.21 - 08.11.5\*\*\*

\*\*\*NPO KEEP LEFT メールマガジン NO.21\*\*\*

【滋賀県 歩行者 自転車 通行区分マーク 応募】

先月、滋賀県警察本部交通部交通規制課が、以下の様な公募を行なっているのを、ネット上で見つけました。

歩道での接触事故をなくそう（自転車・歩行者マークの募集）

自転車と歩行者が混在する歩道では、この 10 年間で接触事故が約 5 倍に増加し、大きな問題となっています。

そこで、接触事故を防止するために、「滋賀県オリジナルの分離方法」による自転車と歩行者の各通行帯を示す

マークをセットで募集します

応募資格 : 応募作品はオリジナルで未発表のものに限ります

応募方法 : 封書、はがき、Eメールまたは持参で下記まで（原則として、応募作品は返却しません）

しめきり : 10月31日(金曜日)必着

その他 : 当選作品の著作権は滋賀県警察に帰属します。なお、主催者が採用作品の一部を修正することがあります

\* 選考は部内の選考会で行い、結果は、当選者に通知およびホームページ（滋賀県警察の広場）にて

11月下旬頃に公表します。

\* 当選者には、本部長名による表彰状を贈呈します。

\* マーク決定後、今年度から県内の対象となる歩道に順次設置していきます。

1. 自転車の走行帯は青色破線等で標示(滋賀県オリジナル)する計画です。
2. 各マークは33cm角程度の大きさを予定しています。
3. 子供にも理解しやすい図柄としてください。
4. 使用する色は5色程度までとし、視認しやすいシンプルな図柄としてください。

このページの情報についてのお問い合わせ

所属名： 滋賀県警察本部交通部交通規制課

これは、我々NPO KEEP LEFT も是非！応募しようと言うことで、事務局にてデザインを作成し、10月18日にメール添付で応募しました。 \*応募作品は、NPO KEEP LEFT のホームページ 案内・配信済みメルマガページに掲載中 \*是非、ご覧ください。

デザインの出来はともかく、当選するかしないかも別にして、安全、安心、快適な自転車利用に繋がる行政事業に、なってもらいたいです。

特定非営利活動法人 NPO KEEP LEFT  
理事長 佐原 純一郎